



2022年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社カナデン
代表者名 代表取締役社長 本橋 伸幸
(コード番号 8081 東証プライム)
問合せ先 総務部長 崎山 秀
(TEL 03-6747-8800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の第172回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化に備えるため、事業目的の追加を行うものであります。(変更案第2条)
- (2) 株主総会資料の電子提供制度移行に係る定款の整備を行うものであります。(現行定款第13条の削除及び変更案第13条の新設)
- (3) (2) の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ~12. (現行どおり) <新設> <u>13.</u> (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ~12. (現行どおり) <u>13.</u> 広告業 <u>14.</u> (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類・事業報告・計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

<p><新設></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(附則)</u> <u>(附則)</u> <u>1. 定款第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 13 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款 第 13 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 21 日 (火)

定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 21 日 (火)

以 上